

〇市県民税(特別徴収)納入書の記入例

◎記入例を参考に黒のボールペンで3連用紙(領収証書・納入書・納入済通知書)全てに記入してください。

1. 「納入金額」欄に印字されている金額で変更がない場合→納入書には何も記入しないでください。
 2. 市から「特別徴収税額変更通知書」を送付したときや給与所得者(従業員)に異動があったときなどで、納入すべき税額が納入金額欄に記載されている金額と異なる場合→「**納入金額**」欄の金額を二重線で抹消し、「納入金額」欄に正しい金額を記入してください。
 3. 書き損じなどにより、白紙の納入書を使用する場合→「納入金額」欄に納入金額を記入してください。また、「徴収月」、「納期限」、「指定番号」を記入してください。
- ※ 指定番号は、特別徴収義務者あての税額通知書に記載されている「7」から始まる10桁の番号を記載してください。
 (指定番号を誤って記載したときや記載がないときは、納入を承認するのに時間がかかるため、指定番号は正しく記入してください。)
4. 「退職所得分」には、分離課税される退職所得に係る市県民税の額を記入してください。
- また、退職所得に係る市県民税を納入する場合には、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必ず記入してください。

神奈川県 小田原市 市 町 村 コー ド 1 4 2 0 6 9	個人市民税 個人県民税 領 収 証 書 (公)	個人市民税 個人県民税 納 入 書 (公)	振替の請求に使用する欄 私出口座番号 15 私出請求人印
口座番号 00240-9-960295	加入者名 小田原市会計管理者	口座番号 00240-9-960295	加入者名 小田原市会計管理者
令和 6年 4月分	指定番号 7*****	徴収月記入箇所 令和 6年 4月分	指定番号 7*****
納 入 金 額 給 与 分 (一括徴収分を含む。) 退職所得分 延 滞 金 合 計 額	徳 千 百 拾 万 千 百 拾 円 1 2 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0 2 2 0 0 0 0	納 入 金 額 給 与 分 (一括徴収分を含む。) 退職所得分 延 滞 金 合 計 額	徳 千 百 拾 万 千 百 拾 円 1 2 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0 2 2 0 0 0 0
納 期 限 令和6年5月10日	(特別徴収義務者) 〒 住 所 又 は 所 在 地 神奈川県小田原市荻窪〇〇〇番地 氏 名 又 は 名 称 株式会社 〇〇〇 様	納 期 限 令和6年5月10日	(特別徴収義務者) 〒 住 所 又 は 所 在 地 神奈川県小田原市荻窪〇〇〇番地 氏 名 又 は 名 称 株式会社 〇〇〇 納
上記のとおり領収しました。 領 収 日 付 印 (納入者保管)	上記のとおり納入します。 領 収 日 付 印 ※ 日 計 ※印は郵便局において使用する欄です (金融機関保管)	上記のとおり通知します 領 収 日 付 印 (取りまとめ店) 受付店→ 銀行 店→ 小田原市 (小田原市保管)	取りまとめ店 〒224-8794 (株)ゆうちょ銀行 横浜貯金事務センター 上記のとおり通知します (取りまとめ店) 受付店→ 銀行 店→ 小田原市 (小田原市保管)

※この納付書をご利用される場合は、A4版両面(短辺縦じ)で印刷し、-----の線に沿って切り取っていただき、3枚ともご記入の上、3枚1組の形で金融機関等へご提出してください。

納付書裏面の記載方法

市民税 県民税		納入申告書	
小田原市長 あて		(受付印)	
令和6年 5月 10日 提出			
令和6年 4月分		人員	1人
退職手当等 支払金額	十 億	千	百 十 万 千 百 十 円
		7	0 0 0 0 0 0
特別 徴収 税額	市民税		6 0 0 0 0 0
	県民税		4 0 0 0 0 0
特別 徴収 義務 者	住所(居所) 又は所在地	神奈川県小田原市荻窪〇〇〇番	
	氏名 又は名称	株式会社 〇〇〇	
	法人 番号	* * * * * * * * * * * *	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
納税 義務 者	氏名	〇〇 〇〇	
	1月1日 住所	神奈川県小田原市荻窪〇〇〇番地	
	勤続年数	××年	うち特定役員等 勤続年数 年
	退職日	令和〇年〇月〇日	

表面の納入金額欄の退職所得分に記入した際は、必ず記入してください

指定及び指定代理金融機関の
取りまとめ店

横浜銀行 小田原支店
スルガ銀行 小田原支店
さがみ信用金庫 本店

法人番号は、国税庁が指定する13桁の法人番号を記入してください。

振込指定金融機関等 次の金融機関等の国内本支店

横浜銀行
スルガ銀行
さがみ信用金庫
静岡銀行
静岡中央銀行
中南信用金庫
中栄信用金庫
中央労働金庫
小田原第一信用組合
かながわ西湘農業協同組合

小田原市役所本庁舎
各地域センター住民窓口
アークロード市民窓口
神奈川・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・山梨の
各県内及び東京都内のゆうちょ銀行又は郵便局
※納期限を過ぎますとゆうちょ銀行又は郵便局
では、お取り扱いできません。